京都市告示第５１４号

平成９年９月３０日京都市告示第２１３号（京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第１に規定する本市が収集する粗大ごみの収集，運搬及び処分に係る手数料）の一部を次のように改正し，平成２１年４月１日から適用します。

平成２１年３月２７日

京都市長　門川　大作

「

区　　分		手数料（１個又は１セットにつき）
特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料（テレビ（ブラウン管式のもの），エアコンディショナー（室外機を含む。），冷蔵庫及び冷凍庫，洗濯機）		円 3,200
電気器具，ガス器具及び石油器具	オイルヒーター	1,600
	カラオケ演奏装置 ステレオセット（幅 1m 以上のもの）	1,200
	衣類乾燥機 オーブンレンジ（幅 50cm 以上のもの） 食器洗い乾燥機 ステレオセット（幅 1m 未満のもの） ストーブ（ファンヒーターを含む。ただし，据え付け型のものに限る。） 電気こたつ（幅 1m 以上のもの。ただし，板を含む。） 電子レンジ（幅 50cm 以上のもの）	800
	映像・音響機器（単体のもの。ただし，カラオケ演奏装置を除く。） 液晶テレビ（25 インチ未満のもの） オーブンレンジ（幅 50cm 未満のもの） 温水洗浄便座 加湿器 ガスレンジ 換気扇 照明器具 除湿機 食器乾燥機 炊飯器（5 合炊を超えるもの） ストーブ（ファンヒーターを含む。ただし，据え付け型のものを除く。） ズボンプレッサー 扇風機 電気たこつぼ（幅 1m 未満のもの。ただし，板を含む。） 電気掃除機 ビデオデッキ（幅 50cm 未満のもの） 布団乾燥機 ホットプレート 餅つき機 湯沸かし機 その他のもの	400

」

を

「

区　　分		手数料（1個又は1セットにつき）
特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料（テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式のもの），エアコンディショナー（室外機を含む。），冷蔵庫及び冷凍庫，洗濯機，衣類乾燥機）		円 3,200
電気器具，ガス器具及び石油器具	オイルヒーター	1,600
	カラオケ演奏装置 ステレオセット（幅1m以上のもの）	1,200
	オーブンレンジ（幅50cm以上のもの） 食器洗い乾燥機 ステレオセット（幅1m未満のもの） スポットファンヒーター（ファンヒーターを含む。ただし，据付型のものに限る。） 電気こたつ（幅1m以上のもの。ただし，板を含む。） 電子レンジ（幅50cm以上のもの）	800
	映像音響機器（単体のもの。ただし，カラオケ演奏装置を除く。） オーブンレンジ（幅50cm未満のもの） 温水洗浄便座 加湿器 ガス換気扇 照明器具 除湿機 食器乾燥機 炊飯器（5合炊を超えるもの） スポットファンヒーター（ファンヒーターを含む。ただし，据付型のものを除く。） ズボンプレッサー 電気扇風機 電気こたつ（幅1m未満のもの。ただし，板を含む。） 電気掃除機 電子レンジ（幅50cm未満のもの） ビデオデッキ 布団乾燥機 ホットカーペット 餅つき機 湯沸かし器 その他のもの	400

」

に改めます。

（環境局循環型社会推進部まち美化推進課）